

## 税理士が語る、経営者が知るべき経理・総務のツボ(第7回)

### 年末調整でマイナンバーの扱いに失敗しない方法

2016.10.18

年末調整の時期が近づいてきました。多くの従業員がいる会社ではそろそろ準備を始めているところがあるかもしれません。

年末調整の業務には例年何らかの変更があり、その対応が必要となります。特に今年は、源泉徴収票や給与支払報告書へのマイナンバーの記載があるため、いつも以上に気を使う場面が多いでしょう。

2016年1月から運用されているマイナンバー制度では、さまざまな税務関連書類にマイナンバーの記載が要求されることとなりました。しかし、その運用が開始される前の2015(平成27)年中からマイナンバーを記載すべき税務関連書類の範囲については見直しが行われ、2016(平成28)年度税制改正に織り込まれることとなりました。例えば、従業員が勤務先に提出する「扶養控除等申告書」については一定の場合にマイナンバーの記載を省略できるようになっています。

このような状況では「本当は省略できるのに従業員にマイナンバーの記載を強要してしまった」というような事態が起こらないとも限りません。そこで今一度、マイナンバーの記載が必要な書類について整理しておきましょう。

マイナンバーが必要な書類、不要な書類… 続きを読む